平成２３年（ヒ）第１０４号
鹿児島市上之園町８番14号
清算株式会社　株式会社鹿児島工業
代表清算人　田島　勝三
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
4　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２４年（再）第１号
山口県宇部市あすとぴあ７丁目13番１号
再生債務者　縄田　達夫
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　山口県宇部市琴芝町１―２―46エステート・ミトＡ103号　嶋村法律事務所　弁護士　嶋村　慎二
平成24年２月13日　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（再）第２号
山口県宇部市あすとぴあ７丁目13番１号
再生債務者　縄田　正子
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　山口県宇部市琴芝町１―２―46エステート・ミトＡ103号　嶋村法律事務所　弁護士　嶋村　慎二
平成24年２月13日　山口地方裁判所宇部支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号
新潟県阿賀野市安野町５番15号
再生債務者　山崎パイル株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月25日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年３月21日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年３月16日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月６日
平成24年２月14日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（再）第１０号
名古屋市中川区助光３丁目101番地
再生債務者　医療法人愛美会
1　決議に付する計画案　平成24年２月13日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年３月26日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年３月19日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月12日
平成24年２月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再）第１３号
名古屋市守山区大字下志段味字池田810番地
再生債務者　株式会社アサヒグラフィックス
1　決議に付する計画案　平成24年２月10日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年３月23日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年３月16日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月９日
平成24年２月13日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２３年（再）第５号
新潟市中央区白山浦１丁目618番地
再生債務者　株式会社三幸堂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年２月10日　　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（再）第６号
新潟市中央区白山浦１丁目618番地
再生債務者　株式会社カクサン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年２月10日　　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第５５号
千葉県山武郡芝山町高田1200番地６
再生債務者　菊地　基之
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月５日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月19日から平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再イ）第１０５号
埼玉県三郷市高州４丁目66番地　メゾンエクレーレ水元公園107号
再生債務者　座覇　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月19日から平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第２２号
愛知県あま市七宝町伊福河原116番地１
再生債務者　大河原雅幸
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月13日から平成24年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２１号
札幌市中央区南６条西16丁目３番25号
再生債務者　高階　　稔
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月21日から平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第４５号
北海道北広島市朝日町１丁目４番地８　イーストホープ505号
再生債務者　名達　隆博
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月21日から平成24年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３号
北海道帯広市西22条南１丁目９番地124
再生債務者　野口　光次
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月12日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月21日から平成24年３月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２３年（再イ）第１１１号
宮城県多賀城市伝上山３丁目18番８号
再生債務者　設楽　隆良
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月27日から平成24年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部